(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富士吉田市上吉田字上町六六九番一から山梨県南都留郡山中湖村大字平野字向切詰五〇七番一まで	前	B A 七・五〇～一二・五〇	四三・〇〇メートル	
	後	B A 七・五〇～一二・五〇	四三・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
土岐市泉町久尻一五一一番一から同市泉町久尻一五一一番二まで	前	八七・〇〇～九〇・〇〇	九九・〇〇メートル	
	後	八七・〇〇～一〇四・〇〇	〇・〇二八キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橋本市高野口町大野字地蔵尾一九五五番一から和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷字草田山三一一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月六日

○近畿地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橋本市高野口町大野字下島田二八二番四から紀の川市打田字小門五八五番二まで	前	B A 九・〇〇～二二・二〇〇	二七・八〇〇メートル	
	後	C B A 二二・二〇〇～四五四・五〇〇	一七・三〇〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百八十三号

(三) 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	備考
豊岡市上佐野字長尾谷四一五番二から養父市八鹿町高柳字ナベ二一四六番二まで	二三・〇〇～二四六・〇〇	一五・七五七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
徳島市国府町観音寺字弐反田六三九番一から同市徳島本町一丁目二番二まで	A	一〇・九二～三八・〇〇	八・五二〇メートル	
	前 B・C・D・E・F	三八・〇〇～二〇・一四	八・五二〇キロメートル	
	後 B・C・D・E・F	二〇・一四～一七八・三〇	九・四五一	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		一七八・三〇～一六・四七	九・四五一	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号	徳島市八万町橋北二五番一から同市八万町大野一四八番一地先まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年七月八日